

1.お問合せ、書類の提出先

場所によって担当する部署が異なります。15ページの別紙「管理区間図」を参考に担当出張所までご連絡ください

肝属川(肝付町内、東串良町内 他)
串良川
高山川

〒893-1206 肝付町前田字中渡1515-1
大隅河川国道事務所 高山出張所
TEL:0994-65-2415

肝属川(吾平町の一部を除く鹿屋市内)
始良川
下谷川
鹿屋分水路

〒893-0012 鹿屋市王子町4540-5
大隅河川国道事務所 鹿屋出張所
TEL:0994-65-2546

2.各種申請

申請内容	申請区分	様式	必要書類
河川の一時的な使用	一時使用の届け出	届出書	届出書、付近の地図等
河川の占用	占用申請(新規)	申請書(乙の4)	別途記載
	占用申請(更新)	申請書(乙の2)	
境界の確認	境界明示 (地籍調査が実施済)	境界明示申請書	別途記載
	境界確定 (地籍調査が未実施)	境界確定申請書	
上記以外の申請	担当出張所にお問い合わせください		

申請資料作成要領

■新規の占用物件を申請するとき

1. 提出方法

- ・ 申請書類一式は、紙で **2部** ご提出ください(1部はコピーで結構です)
上記とは別に貴所で保管するものを1部作成してください(提出は不要)
- ・ 書類はダブルクリップ、または穴をあけて紐でつづってください(ホッチキス不可)
- ・ 書類は出張所にご持参ください(郵送可)
- ・ 書類の作成方法がわからない場合、また申請内容についてご相談がある場合は出張所にお越しいただければ、職員と打ち合わせが可能です
お越しいただく場合は、事前にお電話いただくと幸いです

【お問い合わせ】平日 8時30分～17時15分

九州地方整備局 大隅河川国道事務所 高山出張所 TEL 0994-65-2415
鹿屋出張所 TEL 0994-65-2546

2. 提出するもの

作成要領を参考に、1～10の書類をご提出ください(※1～10の順に並べてご提出してください)
なお、下記以外で参考となる資料があればご提出ください

- | | | |
|-----------------|---------------|-------------|
| 1. 申請書(甲、乙の4) | 2. 申請理由書 | 3. 添付資料の一覧 |
| 4. 位置図 | 5. 平面図 | 6. 横断図、構造図等 |
| 7. 丈量図(占用面積計算書) | 8. 公図(字図・地籍図) | 9. 現地写真 |
| 10. 工程表 | | |

3. 各書類の作成要領(注意事項)

1. 申請書
(甲、乙の4) ・ 様式を参考に作成ください

■申請書(甲)

別記様式第8 (甲)

<h1>許 可 申 請 書</h1>	
	〇〇〇〇第〇〇号 ① 令和 年 月 日
九州地方整備局長 殿	
申請者	住 所 鹿児島県鹿屋市〇〇 氏 名 ② 〇〇 〇〇 (担当者) 〇〇課 〇〇 (連絡先) ③ 0994-00-0000
別紙のとおり河川法第24条及び第26条第1項の許可を申請します。④	

- ① 貴所での占用案件の提出が文書番号による整理されているときは、文書番号を併記のこと
個人での申請については、文書番号は必要ありません
- ② 申請者(代表者)の住所・氏名を記入してください(令和3年1月より押印は不要になりました)
- ③ 申請者が公共団体又は法人等であるときは、申請者(代表者)とは別に、事務手続きを
執り行っている者(作成者)の所属・名前・連絡先を記入してください
- ④ 工作物の設置がない場合は『第24条』となります

■申請書(乙の4)

別記様式第8 (乙の4)

(工作物の新築、改築、除去)	
1. 河川の名称	肝属川水系〇〇川 ⑤
2. 目 的	●●のため ⑥
3. 占用の場所	〇川 〇岸 8/250 付近 鹿屋市〇〇町1234番4地先 ⑦
4. 工作物の名称	〇〇排水路 400×600 L=20m ⑧
5. 工作物の構造 または能力	△△ 延長20m 鉄筋コンクリート造り ⑨
6. 工事の実施方法	●●にて実施する ⑩
7. 工 期	許可の日から令和〇年〇月〇日まで ⑪
8. 占用面積	100.45㎡ ⑫
9. 占用の期間	許可の日から令和〇年〇月〇日まで ⑬

- ⑤ 水系名、河川名を記載してください
- ⑥ 占用の目的、理由を記載してください
- ⑦ 河川名 左右岸の別 距離 を記載
川の流れる方向に向かって右が『右岸』、左が『左岸』となります
橋や水道管のように川をまたぐ工作物は、『左右岸』または『両岸』と記載してください
当該地の地番を記載してください
地番は添付資料のうちの公図の地番と一致します
- ⑧ 本占用物件の名称を記載し、規格の概略を記載してください
- ⑨ 設置している工作物はすべて記載し、規格・延長等の概略を記載してください
- ⑩ 工作物を設置する場合は、工事の実施方法を記載して下さい(工法、安全対策等)
- ⑪ 工作物の設置工事にかかる期間を記載して下さい
竣功後に当方が検査を行います。検査まで含めた日数が必要です
- ⑫ 面積は、小数点第2位まで記載。計算過程で3位以下が算出される場合は、
小数点第3位以下を切り捨てて、第2位まで記載してください。
『別紙』を使い、複数の工作物を記載した場合は、別紙に記載した合計面積を記載
- ⑬ 工作物の状態や占用の状況により、期間が変わってくる場合がありますので、
大隅河川国道事務所 担当職員の指示に従ってください

2. 申請理由書
- ・ 様式に例文を記載しておりますので参考にしてください
 - ・ 前回より内容に変更がある場合、その旨を記載してください
 - ・ 工作物が橋梁の場合で、かつ、当該橋梁が河川管理施設等構造令不適合である場合には、理由書に構造令不適合の箇所を記載のうえ、適切に維持管理に努めている旨の記載をお願いします

3. 添付資料の一覧
- 位置図以下の添付書類の一覧です
添付する資料との齟齬が出ないように作成してください
様式を参考に作成してください

4. 位置図

- ・ 占用地(占有工作物)のおおよその位置を示すものです
住宅地図やインターネットの地図等をご使用ください
- ・ 工作物のおおよその位置に丸印をつけてください

5. 平面図

- ・ 縮尺は1/100~1/1000程度
- ・ 占有している工作物または土地に印をつけてください(マーカーで囲むなど)
- ・ 赤のラインで境界を書き入れ、『河川境界』または『官民境界』と記入してください
(境界がわからない場合は応相談)
- ・ 川の流れる方向を矢印(→)で記入してください

6. 横断図、構造図等

- ◆ 横断図
 - ・ 横断図とは、河川を輪切りにした図で、上流から下流を見た図になっています
 - ・ 占有している土地または工作物に印をつけてください(マーカーで囲む等)
 - ・ 赤のラインで境界を書き入れ、『河川境界』または『官民境界』と記入
(境界がわからない場合は応相談)
- ◆ 構造図
 - ・ 構造図は、設置した構造物そのもの(材料等)が書かれた図で、
構造物の形状や長さ、使われている資材の規格が書かれています
 - ・ 構造物がない占有物件や簡易的な構造物は提出の必要はありません

7. 丈量図(占有面積計算書)

- ・ 丈量図は、占有面積の算出根拠となる図面です
- ・ 丈量図と併せて、面積を計算した表(計算過程が書かれた式でも可)を作成ください。計算過程は丈量図に記載してもよいです

8. 公図(字図・地籍図等)

- ・ 公図は、法務局が発行するものを提出してください
- ・ 公図は最新のものをご提出ください
- ・ 申請書に記載の地番と同じ場所で取得してください
- ・ 当該地がわかるように印をつけてください(土地をマーカーで囲む等)
- ・ 水路等、当該占用地が長大になる場合(一枚の公図に収まらない場合)
複数枚の公図を取得し、始点と終点にあたる2つの地番に印をつけてください
その際、申請書の地番も2つの地番を記載してください

9. 現地写真

- ・ 占用地について、直近3か月以内に撮影した写真を添付してください
- ・ 違う角度(上下流、遠景、近景等)から撮影したものを2カット以上ご提出ください

10. 工程表

- ・ 工事の開始から竣工までの一連の工程を記載した資料です
- ・ 本資料が「乙の4の工期」の根拠となるため、乙の4の記載と齟齬がないように
- ・ 日程が明確でない場合は、申請時点で職員にご相談ください

以上

ご不明な点がございましたら、下記にご連絡ください

【お問い合わせ】平日 8時30分～17時15分

九州地方整備局 大隅河川国道事務所	高山出張所	TEL 0994-65-2415
	鹿屋出張所	TEL 0994-65-2546

申請資料作成要領

■ 占用物件の更新を申請するとき

1. 提出方法

- ・ 申請書類一式は、紙で **2部** ご提出ください(1部はコピーで結構です)
上記とは別に貴所で保管するものを1部作成してください(提出は不要)
- ・ 書類はダブルクリップ、または穴をあけて紐でつづってください(ホッチキス不可)
- ・ 書類は出張所にご持参ください(郵送可)
- ・ 書類の作成方法がわからない場合、また申請内容についてご相談がある場合は出張所にお越しいただければ、職員と打ち合わせが可能です
お越しいただく場合は、事前にお電話いただけると幸いです

【お問い合わせ】平日 8時30分～17時15分

九州地方整備局 大隅河川国道事務所 高山出張所 TEL 0994-65-2415
鹿屋出張所 TEL 0994-65-2546

2. 提出するもの

作成要領を参考に、1～10の書類をご提出ください(※1～10の順に並べてご提出してください)
なお、下記以外で参考となる資料があればご提出ください

- | | | |
|-----------------|---------------|-------------|
| 1. 申請書(甲、乙の2) | 2. 申請理由書 | 3. 添付資料の一覧 |
| 4. 位置図 | 5. 平面図 | 6. 横断図、構造図等 |
| 7. 丈量図(占用面積計算書) | 8. 公図(字図・地籍図) | 9. 現地写真 |
| 10. 前回許可書(写) | | |

- | | |
|-----------|---------------------------------|
| 1～4, 8, 9 | 新たに書類の作成または資料取得をおこなってください |
| 5～7, 10 | 前回申請時から変更がなければ、前回と同じものを提出してください |

3. 各書類の作成要領(注意事項)

1. 申請書 ・ 様式を参考に作成ください

(甲、乙の2)

■申請書(甲)

別記様式第8 (甲)

許 可 申 請 書			
		〇〇〇〇第〇〇号 ① 令和 年 月 日	
九州地方整備局長 殿			
申請者	住 所	鹿児島県鹿屋市〇〇	
	氏 名	② 〇〇 〇〇	
	(担当者)	〇〇課 〇〇	
	(連絡先)	③ 0994-00-0000	
別紙のとおり河川法第 24 条の許可を申請します。④			

- ① 貴所での占用案件の提出が文書番号により整理されているときは、文書番号を併記のこと
個人での申請については、文書番号は必要ありません
- ② 申請者(代表者)の住所・氏名を記入してください(令和3年1月より押印は不要になりました)
- ③ 申請者が公共団体又は法人等であるときは、申請者(代表者)とは別に、事務手続きを執り
行っている者(作成者)の所属・名前・連絡先を記入してください
- ④ 単純な更新でかつ新たな工作物の設置がない場合は『第24条』となります
(そうでない場合は別途ご相談ください)

■申請書(乙の2)

各項目の記載内容が、前回許可時と変わる場合は、下記を参考に記載してください

- ・ 記載内容に変更なし → そのまま黒字で記載
- ・ 記載内容に変更あり → 変更後を上段、変更前を下段に2段書きし、
変更前(下段)を赤字で記載してください

(土地の占用)	
1. 河川の名称	⑤ 肝属川水系〇〇川
2. 占用の目的 及び態様	⑥ 占用期間の更新のため 〇〇排水路 400×600 L=20m
3. 占用の場所	⑦ 〇〇川 〇岸 8/250 付近 鹿屋市〇〇町1234番4地先
4. 占用面積	⑧ 100.45㎡
5. 占用の期間	⑨ 令和2年4月1日から令和12年3月31日まで 許可の日から平成32年3月31日まで

⑤ 水系名、河川名を記載してください

⑥ 「占用期間の更新のため」と記載してください

設置している工作物はすべて記載し、規格・延長等の概略を記載してください

⑦ 河川名 左右岸の別 距離 を記載

川の流れる方向に向かって右が『右岸』、左が『左岸』となります

橋や水道管のように川をまたぐ工作物は、『左右岸』または『両岸』と記載してください

当該地の地番を記載してください

地番は添付資料のうちの公図の地番と一致します

⑧ 面積は、小数点第2位まで記載。計算過程で3位以下が算出される場合は、小数点第3位以下を切り捨てて、第2位まで記載してください。

『別紙』を使い、複数の工作物を記載した場合は、別紙に記載した合計面積を記載

⑨ 更新後の占用の期間は、次年度の4月1日から起算して10年間になります

また、工作物の状態や占用の状況により、期間が変わってくる場合がありますので、

大隅河川国道事務所 担当職員の指示に従ってください

更新後を上段、更新前を下段に2段書きし、変更前の内容(下段)を赤字で記載してください

その他

⑤～⑨の項目は、すべて現許可書に掲載しておりますので、そちらを参考に記入してください

2. 申請理由書
- ・ 様式に例文を記載しておりますので参考にしてください
 - ・ 前回より内容に変更がある場合、その旨を記載してください
 - ・ 工作物が橋梁の場合で、かつ、当該橋梁が河川管理施設等構造令不適合である場合には、理由書に構造令不適合の箇所を記載のうえ、適切に維持管理に努めている旨の記載をお願いします
3. 添付資料の一覧
- 位置図以下の添付書類の一覧です
添付する資料との齟齬が出ないように作成してください
様式を参考に作成してください
4. 位置図
- ・ 占用地(占用工作物)のおおそよの位置を示すものです
住宅地図やインターネットの地図等をご使用ください
 - ・ 工作物のおおそよの位置に丸印をつけてください
5. 平面図
- ・ 縮尺は1/100~1/1000程度
 - ・ 占用している工作物または土地に印をつけてください(マーカーで囲むなど)
 - ・ 赤のラインで境界を書き入れ、『河川境界』または『官民境界』と記入してください
(境界がわからない場合は応相談)
 - ・ 川の流れる方向を矢印(→)で記入してください
6. 横断面図、構造図等
- ◆ 横断面図
 - ・ 横断面図とは、河川を輪切りにした図で、上流から下流を見た図になっています
 - ・ 占用している土地または工作物に印をつけてください(マーカーで囲む等)
 - ・ 赤のラインで境界を書き入れ、『河川境界』または『官民境界』と記入
(境界がわからない場合は応相談)
 - ◆ 構造図
 - ・ 構造図は、設置した構造物そのもの(材料等)が書かれた図で、
構造物の形状や長さ、使われている資材の規格が書かれています
 - ・ 構造物がない占用物件や簡易的な構造物は提出の必要はありません
7. 丈量図(占用面積計算書)
- ・ 丈量図は、占用面積の算出根拠となる図面です
 - ・ 丈量図と併せて、面積を計算した表(計算過程が書かれた式でも可)を作成ください。計算過程は丈量図に記載してもよいです

8. 公図(字図・地籍図等)

- ・ 公図は、法務局が発行するものを提出してください
- ・ 公図は最新のものを提出してください(10年前のものを提出しないこと)
- ・ 申請書に記載の地番と同じ場所で取得してください
- ・ 当該地がわかるように印をつけてください(土地をマーカーで囲む等)
- ・ 水路等、当該占用地が長大になる場合(一枚の公図に収まらない場合)
複数枚の公図を取得し、始点と終点にあたる2つの地番に印をつけてください
その際、申請書の地番も2つの地番を記載してください

9. 現地写真

- ・ 占用地について、直近3か月以内に撮影した写真を添付してください
- ・ 違う角度(上下流、遠景、近景等)から撮影したものを2カット以上ご提出ください
- ・ 適切に維持管理されていることが伝わる写真を提出してください
(草が繁茂していて管理されていないような写真が散見されます。
その場合河川管理者として是正を求めることがあります)

<長大な工作物の写真>

- ・ 水路や道路、橋梁等 長大な工作物は、区間ごとにわけて写真を撮影のこと
その際、資料にはどの位置で撮影した写真を明示してください
例)○川○岸○k○m付近 上流より撮影

10. 前回許可書(写)

- ・ 前回許可書のコピーを添付してください(すべてのページをコピー)
- ・ 申請書は前回許可書に書かれた内容をベースに作成してください
(前回より変更がなければ、許可書と申請書は同じ内容になります)
- ・ 内容に変更がある場合は、その旨を『3. 申請理由書』に記載のこと

以上

ご不明な点がございましたら、下記にご連絡ください

【お問い合わせ】平日 8時30分～17時15分

九州地方整備局 大隅河川国道事務所 高山出張所 TEL 0994-65-2415
鹿屋出張所 TEL 0994-65-2546

申請資料作成要領

■境界を確認したいとき

1. 提出方法

- ・ 申請書類一式は、紙で **1部** ご提出ください
- ・ 書類はダブルクリップ、または穴をあけて紐でつづってください(ホッチキス不可)
- ・ 書類は出張所にご持参ください(郵送可)
- ・ 書類の作成方法がわからない場合、また申請内容についてご相談がある場合は出張所にお越しいただければ、職員と打ち合わせが可能です
お越しいただく場合は、事前にお電話いただけると幸いです

【お問い合わせ】平日 8時30分～17時15分

九州地方整備局 大隅河川国道事務所 高山出張所 TEL 0994-65-2415
鹿屋出張所 TEL 0994-65-2546

2. 提出するもの

作成要領を参考に、1～5の書類をご提出ください(※1～5の順に並べてご提出してください)

なお、下記以外で参考となる資料があればご提出ください

1. 河川敷地境界確定(明示)申請書
2. 土地の登記簿
3. 公図(字図・地籍図等)
4. 位置図(住宅地図等)
5. 委任状(代理人が申請する場合)
6. 印鑑証明

■書類を作成する前に申請したい旨をお電話いただけると、手続きがスムーズになります

3. 各書類の作成要領(注意事項)

1. 申請書
 - ・ 様式を参考に作成ください
 - ・ 申請者(代表者)の押印をお願いします

■河川敷地境界確定(明示)申請書

		令和	年	月	日
九州地方整備局					
大隅河川国道事務所長 殿					
	申請人	住所			
	①	氏名			印
	代理人	住所			
		氏名			印
河川敷地境界確定(明示)申請書					
貴局管理の国有河川敷地と下記の土地について、境界を確定(明示)されるよう申請します。					
記					
1	申請の場所	② 一級河川 肝属川水系〇川(右岸〇k〇m付近) 鹿児島県鹿屋市〇〇番地先			
2	申請の理由	③ 〇〇のため			
3	立会希望年月日	④ 令和 年 月 日			

- ① 申請者(代表者)の記名押印が必要です
申請者が公共団体又は法人等であるときは、団体名、代表者を記載のこと
代理人がいる場合は、併せて記名押印をお願いします(代理人がいない場合は不要)
- ② 上例に従って、河川名 距離 を記載のこと
距離がわからない場合は、事前に担当職員に連絡のこと
住所ではなく、土地の地番を記載してください
当該地が複数ある場合は、すべての地番を記載してください
- ③ 土地の測量、分筆及び登記 等 境界を確認する目的を記載のこと
- ④ 立会希望日を記載してください
特に希望がない場合は空欄で結構です。後に担当職員と打ち合わせる際に決定します

2. 土地の登記簿

3. 公図(字図・地籍図等)

- ・ 法務局が発行するものを提出してください
- ・ 最新のものを出してください
- ・ 申請書に記載の地番と同じ場所で取得してください
- ・ 確認した境界ラインを赤線で書き入れてください
- ・ 当該境界ラインが長大になる場合(一枚の公図に収まらない場合)
複数枚の公図を取得し、対象箇所すべてに境界ラインを赤線で書き入れてください

4. 位置図(住宅地図等)

- ・ 住宅地図やインターネットの地図等をご使用ください
- ・ 確認したい境界を赤線で書き入れてください

5. 委任状(代理人が申請する場合)

- ・ 代理人が申請する場合は、委任状をご提出ください
- ・ 本人が自ら申請手続きをおこなう場合は不要です

4. その他の注意事項

- ・ 対象となる土地と国の土地が接していることをご確認ください
接していなければ確認することはできません
- ・ 立ち会いには、原則としてその土地に接している土地所有者全員の参加が必要です
- ・ 立ち会いの際に国以外の土地に接していない土地の境界の是非については、
答えかねますので予めご了承ください

以上

ご不明な点がございましたら、下記にご連絡ください

【お問い合わせ】平日 8時30分～17時15分

九州地方整備局 大隅河川国道事務所	高山出張所	TEL 0994-65-2415
	鹿屋出張所	TEL 0994-65-2546

別紙 管理区間図

鹿屋出張所が窓口となる範囲

- ・肝属川(①流合橋～②大園橋)
- ・始良川(③肝属川合流点～④上水流橋付近)
- ・⑤鹿屋分水路
- ・下谷川(⑥肝属川合流点～⑦中宮橋)

高山出張所が窓口となる範囲

- ・肝属川(⑧河口～①流合橋)
- ・串良川(⑨肝属川合流点～⑩下中橋付近)
- ・高山川(⑪肝属川合流点～⑫田布尾堰付近)

- ①鹿屋市吾平町下名地先 流合橋
- ②鹿屋市祓川町3947番地先 大園橋
- ③鹿屋市下名町地先
- ④鹿屋市吾平町上名字水流4909番の2地先
- ⑤上流側:鹿屋市王子町地内
下流側:鹿屋市新川町地内
- ⑥左岸:鹿屋市共栄町地先
右岸:鹿屋市田崎町地先
- ⑦鹿屋市新栄町13番地先 中宮橋
- ⑧左岸:東串良町柏原地先
右岸:肝付町波見地先
- ⑨左岸:東串良町川西地先
右岸:肝付町新富地先
- ⑩左岸:鹿屋市串良町細山田字水洗801番の口地先
右岸:鹿屋市町細山田字川久保4130番の1地先
- ⑪左岸:肝付町前田地先
右岸:肝付町新富地先
- ⑫左岸:肝付町前田字田布尾323番の1地先
右岸:肝付町新富字築ヶ城7737番の5地先